

議案第 9 1 号

北本市税条例の一部改正について

北本市税条例の一部を次のように改正する。

平成 2 3 年 1 2 月 1 4 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市税条例の一部を改正する条例

北本市税条例（昭和 2 9 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
附則第 2 3 条第 1 項中「）については」を「）がある場合には、特例損失金額（同項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この条において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「年度分」の次に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成 2 3 年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「平成 2 3 年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条中第 4 項を削り、第 5 項を第 3 項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。